

高知県地域営農支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県地域営農支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的）

第2条 県は、中山間地域の農業の維持及び活性化を図るため、地域農業の中核を担う組織の育成及び地域農業を面的に支える仕組みづくりを目的に、市町村（以下「補助事業者」という。）が行う集落営農組織の育成等に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象経費及び補助率等）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の事業区分、事業実施主体、補助対象経費及び補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。また、ハード事業の実施にあたって、事業実施基準を別表第2、規模決定根拠の算定基準を別表第3にそれぞれ定めるものとする。

（補助金の交付の申請）

第4条 補助事業者は、補助金の交付を申請しようとするときは、別記第1号様式による実施計画の承認及び補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。なお、提出にあたっては、事業実施主体の実施計画等をもとに、その意見及び要望を聴取したうえで、農業振興センター又は家畜保健衛生所（以下「農業振興センター等」という。）と計画の内容を精査し、農業振興センター等の意見書を添えて知事に提出するものとする。

2 前項の規定により補助金の交付を申請するに当たって、事業実施主体について当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の条件）

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守し、かつ、補助事業者は、補助金の交付に際して事業実施主体に対して同様の条件を付さなければならない。

- （1）補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を、処分制限期間の間、保管しなければならないこと。
- （2）補助事業の実施に当たっては、原則として、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び市町村の財務規則等の規定に準じた方法によって、契約を締結しなければならないこと。
- （3）入札等の適正かつ厳正な実施のために、事業実施主体の役員等（法人格を有する場合の業務執行役員又は法人格を有さない場合の構成員）が、役員又は従業員として在籍する事業者を入札等に参加させてはならないこと。なお、やむを得ず参加させる場合は、入札等の情報管理を徹底する旨を確認すること。
- （4）補助事業によって取得する機械等は、事業実施主体が策定する管理等に関する規定

や登記簿等において事業実施主体の所有であることが明確となること。

- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (8) 前号の規定により知事の承認を受けて財産の処分をしたことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (9) 補助事業の実施に当たっては、別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められるものを事業実施主体及び契約の相手方としないこと等、暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (10) 事業実施主体が県税の納税義務者である場合は、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
- (11) 事業実施主体に対し、農業共済、農業経営収入保険その他農業関係の保険への積極的な加入を促すこと。期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

（補助事業の着手）

第6条 補助事業者は、補助事業に着手する場合は、原則として、次条の規定による補助金の交付の決定通知に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により補助金の交付の決定前に着手する必要がある場合は、別記第2号様式による指令前着手届を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第7条 知事は、第4条第1項の補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その適否を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第4に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助金の交付の決定の取消し）

第8条 知事は、補助事業者及び事業実施主体が、補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の内容、第5条に規定する補助の条件その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該補助事業者に戻還させることができる。

（変更申請等）

第9条 補助事業者は補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかの事項の変更をしようとするときは、別記第3号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施主体を変更しようとするとき。
- (2) 事業区分（別表第1に掲げるソフト事業を除く。）ごとの事業実施箇所を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を追加して実施しようとするとき。

- (4) 補助金額の総額又は各事業実施主体の事業区分ごとにおける補助金額について増額、又は 20 パーセントを超えて減額しようとするとき。
- (5) 事業完了予定年月日を延期しようとするとき。
- (6) 補助事業を中止又は廃止しようとするとき。なお、天災その他の災害により事業を中止又は廃止する場合は、補助事業者は、現地調査を行い別記第 4 号様式による被災状況報告書を作成し、知事に提出するものとする。

(遂行状況報告)

第10条 補助事業者は、補助金の交付の決定があった年度の12月31日現在において実績報告を提出していない場合は、別記第 5 号様式による遂行状況報告書を当該年度の 1 月 20 日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い期日までに、別記第 6 号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 第 4 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書の提出に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第 4 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合において、第 1 項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記第 7 号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(概算払)

第 12 条 補助事業者は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第 8 号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(繰越承認申請)

第 13 条 補助事業者は、補助事業が年度内に完了し難いと認められ、事業を翌年度に繰り越す必要がある場合は、速やかに別記第 9 号様式による繰越承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の繰越承認申請書を審査し、適当であると認めたときは、繰越承認通知書により当該補助事業者に対して通知するものとする。
- 3 補助事業者は、第 1 項の規定により知事の承認を受けた場合は、別記第 10 号様式による年度終了実績報告書を当該年度の 3 月 31 日までに知事に提出しなければならない。

(財産の管理)

第 14 条 事業実施主体は、補助事業により財産を取得する場合、補助事業が完了するまでに別記第 11 号様式の確認書を作成し、補助事業者に提出しなければならない。

- 2 事業実施主体は、補助事業によって取得した機械等の管理状況を明確にするため、別記第 12 号様式による財産管理台帳を作成し、その写しを補助事業者に提出するとともに、処分制限期間まで管理しなければならない。また、本事業によって取得した機械等には、事業実施年度、事業名称及び事業実施主体名を明らかにする標示を設置又は付置するものとする。
- 3 補助事業者は、事業実施主体から提出された確認書及び財産管理台帳の写しを知事に提出するものとし、補助事業によって取得した機械等の管理状況の把握に努めるととも

に、災害等に備え、損害保険等への加入を促すものとする。

また、事業実施主体が本事業で取得した機械等の移転若しくは更新、又は主要機能の変更を伴う増築、改築等の模様替えをしようとするときは、その必要性を検討のうえ、遅くともその１月前までに別記様式第 13 号を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

- 4 事業実施主体及び補助事業者は、本事業で取得し、又は効用の増加した財産を処分する場合は、「補助金に係る財産処分承認基準（平成 20 年 11 月 28 日付け 20 高財政第 210 号副知事通知）」によるものとする。

なお、集落営農組織の法人化に伴い、法人化後の組織へ無償譲渡、無償貸付及び有償譲渡する場合（この場合は、承認基準に基づく承認申請書に集落営農組織の構成員が新設法人の主たる組合員、社員又は株主であることを確認することができる発起人名簿又は定款素案及び新設法人への財産処分（承継）を確認することができる総会資料等を添付すること。）にあっては、承認基準第 3 の規定にかかわらず、県への納付を要しないものとし、処分制限期間の残期間内は、補助条件を承継するものとする。

（事業成果の報告）

- 第 15 条 補助事業者は、事業を実施した事業実施主体について、事業実施年度から目標年度までの間、事業成果等についてフォローアップを行わなければならない。その際、成果目標の達成状況を毎年度調査し、調査実施年度の翌年度の 4 月末日までに別記第 14 号様式により知事に報告しなければならない。

なお、報告期日前あるいは調査実施年度以降においても、必要に応じ、知事はその事業成果等の報告を求める場合がある。

（グリーン購入）

- 第 16 条 補助事業者は、事業実施主体が補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

- 第 17 条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（委任）

- 第 18 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 6 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金については、第 5 条、第 8 条及び第 11 条第 3 項及び第 17 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。